



消火栓や防火水そう

などの付近は

駐車禁止です

消火活動に欠かすことのできない「消火栓」や「防火水そう」などの消防用水利等の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

「消火栓」や「防火水そう」は、道路や歩道などに設置されており、その位置を示すために標識を設置しているもの、路上やフタにマーキング（黄色い塗装）をしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

違法な駐車車両は一刻を争う消火活動を妨げ、大きな災害につながるようになります。

火災の多い時期となりました。まさかのときのため、皆さんのご理解とご協力で、安心して安全なまちづくりを進めていきたいと思います。

道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知器から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

耐震診断を受けてみませんか？

残り16枠

～木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内～

6月から受け付けを開始している耐震診断士派遣事業の申込枠が現在16枠残っています。この機会に耐震診断を受けてみませんか？

【対象となる住宅】

- 1981（昭和56）年5月31日以前に着工された住宅で、階数が3階以下のもので、在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたものとなっています。また、賃貸住宅は、耐震診断について借主の同意を得てください。
- ※ プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法（ログハウス）などの住宅は対象外です。その他、申し込みに関しての詳しいお問い合わせは左記の連絡先をお願いします。

地震保険の『耐震診断割引』があります

耐震診断を受け、耐震性が確認された住宅や、耐震改修工事を実施し、耐震基準を満たした住宅の地震保険料が割引されます。（※耐震診断の報告書などを保険会社に提出するなどの手続きが必要）

割引制度	割引の説明	割引率
耐震診断割引 (平成19年10月1日以降、保険期間が開始する契約に適用)	地方公共団体などによる耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%

この他にも、対象の建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合の「建築年割引」などの割引制度もあります。手続き方法などについては、契約されている（契約しようとしている）各種保険会社の相談窓口や代理店にお問い合わせください。